

○秋田 おはようございます。本日は足元の悪い中、お越しいただきまして誠にありがとうございます。大雪で心配しておりましたが、多くの方に参加していただき、また日曜日午前中の開催にも関わらず、蝦名課長、長田参事官、南室長にお越しいただき、心より御礼申し上げます。

平成27年4月より子ども子育て支援新制度が実施されます。日本保育学会は会員が5千名を超えており、各地方の子ども子育て会議にてすでに、あるいは、これから有識者としてご参画の予定の方もいらっしゃるれば、保育士、幼稚園教諭等の養成校で、これから保育士や幼稚園教諭、保育教員になっていく方々に説明をする立場の方、また、実践の場や関連団体で、このシステムを説明したり、それを受けて実際に保育が変わっていくことに参画される方も多いと思います。

一方で、この急ピッチの制度の改革に多くの方々から心配や、よく分からないという声が出ているのも、また事実ではないかと思っております。

そこで今回の企画の主たる趣旨は、正確な情報を、この制度をつくり上げられた中心の方々からお話をいただき、理解を深めるということになります。その観点から、それぞれご参画の方のご不明点に関して、質問の時間を設けておりますので、進んでご質問をいただけたらと思っております。

また、この新制度や法律そのものの、そもそも論を今回は議論する会ではなく、これから、まだ会議で議論がなされる予定の公定価格やパブリックコメントの機会が与えられる保育要領などについて、生産的な質疑や議論をいただけたらと思っております。この辺りは、ご理解をいただいてご参加いただければと思います。

この会には多くの方のお申し込みをお断りせざるを得ませんでした。実際は500名ほどの会場を準備すべきで、ここにご参画の倍以上の方をお断りせざるを得なくなったことに関し、学会を代表しましてお詫びしたいと思っております。本日の議事に関しましては、ホームページに資料と共に上げさせていただきます、周知をさせていただく予定となっております。

また、この会の実施に関しましては、準備等で執行部の小川先生、戸田先生、山崎先生、また、保育政策研究委員会の村山委員長、岡先生、吉田先生、矢藤先生、金田先生、神長先生、北野先生、渡辺先生、そして事務局の方々に大変にお世話になりましたことを、この場を借りて感謝申し上げます。

それでは、本日の司会は保育政策研究委員会委員長の村山先生に全てお願いしておりますので、この後は村山先生の方からお進めいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○村山 それでは、行政説明会を開催したいと思います。

今回の法案は大変いろいろ新しくなっているので、分からない点などがいろいろあると思います。

先ほども、少しお話をさせていただきましたが、どこにポイントを当てて説明したらよいかということもあります。25分や30分で十分、話し尽くせるような中身ではないと思いますが、この時間の枠の中でポイントをお話しさせていただきます。

1月24日に内閣府が開催された説明会の資料だけでも、相当厚いんですね。この資料を全部というわけにはいきませんので、今日はポイントで、中心的な課題についてお話させていただきます。

全体の進め方ですが、最初に長田参事官の方から、子ども・子育て新制度の全般的動向のポイント、今回の法律が改正される中で、どういうことがポイントになるかをお話しいただいて、蝦名課長には新幼保連携型のこども園の基準や、保育要領、あるいは、それとの絡みで幼稚園がどうなっていくかということを含めてお話させていただきます。

南室長には公定価格、つまり、いま言われている言葉で言うと、保育所の運営費の単価の問題。その公定価格の問題やら保育所との関わりで、どういう点が変わっていくのか、どういう問題があるのかという点をお話ししていただくというかたちで、3人の方に、それぞれ25分から30分ぐらいでお話ししていただきます。その後、質問を受ける時間を50分ばかり取ってあります。

全体で2時間半の会議ですので、合間、休憩を取りません。いろいろご用事、トイレなどは随時それぞれお願いしたいと思います。全体2時間半で、終わらせたいと思いますので、ご協力をよろしくお願い致します。

それでは最初に子ども・子育て新制度の全体の特徴について、長田参事官さんの方からお話をお願い致します。よろしくお願いします。

## 説明1

内閣府参事官 少子化対策担当 長田 浩志

皆さん、おはようございます。ただいまご紹介をいただきました内閣府で子ども・子育て支援新制度担当の参事官をしております長田と申します。

プライベートでは6歳と2歳の子どもを抱えておまして、特に狙ったわけではないんですが、通っている保育園が今年度から認定こども園になりまして、認定こども園を利用しております。そういった利用者目線からもこの問題を皆さんと一緒に考えていけたらなと思っております。

また、今回はこのような機会を設けていただき大変ありがとうございます。我々が、この仕事に関わっている中で、いろいろ耳にする内容からは、なかなか情報が正確に伝わっていない、誤解に基づく発言もあるように感じておりますので、(正確な情報を直接に伝えさせていただける) 大変貴重な機会をいただいたと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

また、今日は蝦名課長、南室長と共に参っております。それぞれ内閣府、文部科学省、厚生労働省の職員ですが、お二人には内閣府の併任がかかっておまして、3府省一体のチームとして、この新制度に取り組んでいるということをあらかじめ申し述べさせていただければと思います。

それでは座らせていただきます。

まず、お手元の資料に「すくすくジャパン！」というキャッチコピーと、かわいい子どもの絵がございます。詳しくは最終の50ページを見ていただければと思いますが、やはり制度というものは、国民の皆さまに、しっかりと理解をされて、協力を得て初めて意味を成すものでございますので、まずは新制度に関心を持っていただく、新制度に親しみを感じていただくことを目的として、このたび、このようなキャッチコピー、シンボルマークをつくりました。ぜひご活用いただければと思います。

なお、このイラストはこの制度の意義に賛同をしていただきました絵本作家ののぶみさんが無償で提供して下さったものでございます。

それでは中身の説明に入らせていただきます。

表紙をおめくりいただきます。(ページ数は) パワーポイントベースで申し上げさせていただきます。

まず、新制度のポイントでございますが、一言で言えば、子どもをめぐる環境、子育てをめぐる環境に対する危機感から、子ども・子育て支援をしっかりと充実させていこうという考え方の下に、この制度は成立をしております。

その財源的な裏付けとなるものと致しまして、2ページの二つ目の○の部分にありますように、今般の「社会保障と税の一体改革」によりまして、消費税による増収分の一部を、少子化対策・子育て支援

に充てることが決められております。

もともと消費税は高齢化社会に対応するという観点から導入されたものでございまして、現在、消費税は、年金、老人医療、介護という高齢者向けの3分野の経費のみに用途が限定をされているわけですが、今回の改革におきましては、社会保障制度を支える基盤として、少子化対策、子育て支援の充実が非常に重要であるということで、従来の年金、老人医療、介護という3本柱に4つ目の柱として「少子化対策、子育て支援」が加えられました。この点は非常に意義の深いことだと私どもは思っております。

3つ目の○の点、後ほど少し詳しくにご説明をさせていただきたいと思いますが、まず、この制度のスタート時期について。消費税の引き上げが予定通りであれば、平成27年10月に10%に引き上がる予定になっております。この消費税の引き上げ時期を踏まえまして、平成27年4月に本格施行をしたいということで鋭意努力をしているところでございます。

また、国は制度の設計をし、お金の準備を致しますけれども、実際に、この制度を動かしていただくのは住民に最も身近な基礎自治体である市町村になっています。今後、市町村において、地方版の子ども・子育て会議をつくっていただき、子ども・子育て支援事業計画をつくっていただくことになっております。この計画に、こういった内容を盛り込めるかが、直接的な住民サービスにもつながっていきますので、非常に重要な意味を持つことになるわけであります。

ここで、少し具体的な中身に入っていきたいと思えます。

俗に「子ども・子育て関連3法」という言い方をしておりますが、そもそも、この3法とは何かを一応、申し上げておきます。

これまで、さまざまな法体系の下に行われていた子育て支援を総合的に推進するため、共通の財政支援の仕組みを構築するなどその基本となる法律と致しまして、「子ども・子育て支援法」という法律を創設しました。これが一つ目であります。

二つ目は、「認定こども園法の改正」認定こども園制度自体は、すでに平成18年からスタートしていますが、この「認定こども園法」の改正法が二つ目になります。

また、「子ども・子育て支援法」の創設等に伴いまして、さまざまな関連の法律を整備する必要があります。特に、その中核を成すのが「児童福祉法」という法律になりますが、「児童福祉法」をはじめと致します関連法の整備法。これが三つ目の法律。これで、すなわち「子ども・子育て関連3法」ということとございます。

主なポイントが3ページから4ページにかけて、1から8まで並んでおりますが、時間の関係でポイントを絞ってご説明したいと思います。まずは1から3の部分。ここが新制度で具体的に改善や充実を図る内容についての改正ポイントです。

まず1点目の「認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設」という点でございます。この点につきましては5ページの図をご覧くださいと思います。

「施設型給付」という点線囲いの中に、認定こども園、幼稚園、保育所という三つの施設類型が含まれております。これは、どういうことを意味しているかと言いますと、ご案内の通り、幼稚園は文部科学省所管で財源的には私学助成や就園奨励費といったお金が流れており、保育所については厚生労働省所管で、保育所運営費負担金というお金が流れております。認定こども園については、それぞれの機能部分に応じて、幼稚園部分については幼稚園関係、保育所関係については保育所関係のお金が流れているのが今の仕組みでございます。

この財政支援の仕組み一本化するということが一つの意義でございまして、幼稚園関係のお金、保育

所関係のお金、さらに、先ほど申し上げました、消費税によって追加される財源、これらを全部プールをして、いわば大きな、子ども向けの1本化した財布をつくって、そこから一元的にお金をお流しするという仕組みとします。

この1本化したお金を流す元が実は内閣府になるということでございまして、何故に内閣府の職員である私がこういうお話をしているかという理由が、実はここにあるというわけでございます。

また、この給付を1本化するという事は縦割りの弊害をなくすということのみならず、特に、これは幼稚園にとっては大きな意味があると私は思っております。それはどういうことかと申しますと、国・自治体の公費により賄われるこの施設型給付は、行政的には「義務的経費」という言葉で呼ばれる、行政が責任を持って支出をしなければいけないというお金の位置付けなんです。

保育所の運営費は、現在でも、義務的経費という位置付けになっているのですが、幼稚園の私学助成や就園奨励費は、「助成」とか「奨励」という言葉が表しているように、あくまで予算の範囲の中で補助するという費用であるのに対しまして、この新しい仕組みの下では、義務的に負担をしなければならない経費になるという点は押さえていただければと思っております。

また、下の方に「地域型保育給付」という点線囲いがございまして。現在、②中保育所は、最低定員が20人以上であることが必要とされています。19人以下の小規模な保育事業に対しましては、保育ママに対する若干の補助制度というものがありますが、それ以外のものについては、国の運営費の支援が全くない状況でした。

こうした小規模な保育事業につきまして、新制度においては、保育所や幼稚園、認定こども園と同様に、公費による運営費支援の対象としていくということでございます。

その狙いとしては大きくは二つございまして。一つは、都市部では待機児童の問題が非常に深刻でございますけれども、土地の確保の問題があったり、保育所を建てると時間もかかるというような課題がございまして、こうした小規模な保育事業を活用して、機動的に保育の受け皿を増やしていくことによって待機児童解消対策の一助となるのではないかと狙いがございまして。

もう一つは、逆に今度は地方に目を転じますと、子どもの数がどんどん減ってきて、特に過疎化が進んでいるような地域では、これまで運営をしてきた保育所の20人定員という規模が維持できないというような状況も生じてきております。

そうすると、これまでは少し離れた園と統合して、その20人規模を確保するとか、そういったことを考慮せざるを得ず、その結果、身近な地域に保育の機能を確保することが困難になるという課題があったわけでございまして、利用人員が20人未満の保育事業であっても、その状態のままで公的な安定的な財政支援を受けられると。そういったことに通じまして、地域においても身近なところで保育を受けられるというようなことを狙いとしているわけでございまして。

これが主なポイント1の共通の給付の創設に関わる話でございまして。

2点目の「認定こども園制度の改善」でございまして。これは後ほど蝦名課長からもう少し詳しい説明があるかと思っておりますので、若干イントロだけ申し上げます。

現行の幼保連携型認定こども園とは、あくまで二つの施設、認可の幼稚園と認可の保育所が、その機能をお互い寄せ合っただけで一体的に運営をして、幼稚園機能、保育所機能を地域に合わせて提供するというものでございまして。

従って、二つの認可があり、認定こども園として機能を有しているということの認定を受ける。二つの認可と一つの認定を得なければならない。また、それぞれの法体系に基づく指導監督も受ければ、お金の流れもばらばらということで、この認定こども園という仕組みそのものは一定の評価をされながら

も、なかなか広まっていけない一つの原因とされていたわけでございます。

その点を解消していこうということで新しい仕組みにおきましては、幼保連携型認定こども園を、あくまで単一の施設にすると。一つの認可を得ることで、「学校」でもあり、「児童福祉施設」でもあるというそのような法的な位置付け、地位を獲得し、財政の支援も1本で受けていただけるようにする。そうしたことなどを通じて、認定こども園制度の改善をし、より普及しやすい環境をつくっていこうというような改正を行っているわけでございます。

三つ目は、「地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実」でございます。この点につきましては、市町村が地域の実情に応じて実施する事業ということで、法律上、全部で13の事業が列記されております。

この13事業の中には、子育て広場といった親子が集え、また相談ができる場である地域子育て支援拠点事業や、急用やリフレッシュ目的での保育の利用や超短期の就労などに対応した一時預かり事業など、主に在宅で子育てしているご家庭向けの子育て支援のメニューが含まれておりますほか、学童期の保育ニーズに対応した放課後児童クラブなどが含まれています。この点につきましては後ほど、もう少し触れたいと思います。

市町村の計画について、お話を移したいと思います。ページを一気に飛んでいただきまして、11ページをお開きいただければと思います。

「3. 基本指針」というタイトルの資料がございます。この基本指針は、「子ども・子育て支援法」に基づきまして国が定めるものとされているものでございまして、秋田先生にも委員になっていただいております子ども・子育て会議で議論を重ねていただきまして、今年の8月の時点で、おおむねの方針案を取りまとめております。

そもそも、この基本指針とは何なのか、何を定めるものなのかということでございますが、大きくは二つのことを定めるものでございます。

一つは、新制度を進めていくに当たって、共通の基盤となる理念というものを明らかにしようということで、法律上の言葉としては「子ども・子育て支援の意義」という言葉になっておりますが、そういったものを明らかにしていくという目的が一つでございます。

二つ目は、この法律に基づきまして、市町村、都道府県には、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画をつくっていただくということになっております。この計画に、具体的にどのようなことを定める必要があるのか、またどのような視点で検討していただく必要があるのかといったことの指針をお示しする。そういった役割がこの指針にあるわけでございます。

まず、この「子ども・子育て支援の意義」の関係でございますが、目を12ページに移していただければと思います。実際の中身は、子ども・子育て支援の意義の部分だけで8ページぐらいにわたりますし、ぜひ、こういった学会の立場の先生方には全文をホームページ等でも掲載しておりますので、お読みいただければと思っておりますが、ここではごく簡単なポイントのみを記載しております。

子ども・子育て会議で大変熱心に議論を重ねていただきましたが、まずもって「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」という基本的な考え方を明らかにすると共に、この「子ども・子育て支援法」とは全ての子どもを、少なくとも理念としては対象にしていくんだということをしっかり押さえていこうということ。

とりわけ、ここに書いていますような障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性がより高い方々にも、しっかり手を差し伸べられるような制度にしていこうというようなことが、二つ目のポイントとして書かれております。

一つ飛びまして四つ目のポイントです。子育て支援の際に常に語られることが親の責任と公的な支援の関係という部分があるわけでございます。

もとより、親に一義的に責任があるということは、もう法律のレベルでも書かれていることございまして、それ自体は当然のことだろうと思っております。

しかしながら、その親が責任を果たすために親を支えていくというような必要性が、今の子育てを取り巻く環境の中で生じているのではないかとといったようなことから、「親の利益か、子どもの利益か」というような対立的な考え方ではなくて、そこを調和的に捉えていくというような意味での、子ども・子育て支援の意義を位置付けようということございまして。

とりわけ、四つ目の丸の3行目に、「保護者が自己肯定感を持ちながら」というような言葉がございしますが、子どもの育ちにおける自己肯定感の重要性ということは非常によく語られるわけで、そのことも、この指針の中では触れておりますが、やはり、親が幸せでなければ子どもとのいい関わりはできないよねというようなことで、保護者の自己肯定感の重要性を押しえ、そのことが親子のよりよい向き合い方につながるといった共通理解の下に、子育て支援を進めていこうではないかというようなことが整理をされたわけでございます。

五つ目でございます。子どもの育ちについて書かれております。先生方にとって、まったく目新しい中身はないのですけれども、基本的には幼稚園教育要領や保育所保育指針で書かれているエッセンスを、いわば抜き出したものと言ってもいいものではないかと思っておりますが、それが、この指針に位置付けられたことは、私は、一定の意義があると思っております。

要領や指針が、先生方のような専門家、専門職だけのものではなくて、親を始め、広く子育てに関わる人にとっての共通理解なるものという意味での意義はあるのではないかなと感じております。

具体的な市町村計画の中身の話に移らせていただきます。

先ほど来、繰り返し、市町村が計画をつくるということを申し上げたわけでございますけれども、この計画は、非常に単純化をして言えば、「需要と供給の計画」ということでございます。

すなわち、地域の中に、例えば保育を必要とする人が、いまどれぐらいいるんだろうか、将来どれぐらいになるんだろうか。それが、すなわち需要であります。その需要に対して、当然、需要がある以上は、それに応えていくというのが行政の責任になるわけでございます。

例えば、保育の需要が100人見込まれ、それに対して足元の供給が80人分の定員しかないとすれば、20人分が不足をしていることとなりますので、その20人分をいったいどうやって補うのかを具体的に明らかにすることを求めています。

例えば、先ほど紹介を致しました新たな小規模保育というものを活用していただくということもあるかもしれませんし、幼稚園に認定こども園になっていただいて、保育の受け皿も確保していただくといったようなこともあるかもしれません。

いろいろなやり方があると思っておりますが、いずれにしましても、供給に不足があるとすれば、どのような手法をもって、かつ、それをいつのタイミングでやるのかを5年間の計画の中で位置付けていただくお願いをしております。

ここで1点、強調しておきたい点があります。この13ページで黄色と紫の枠がございまして。黄色の枠の中が幼稚園や保育所、認定こども園の関係でございましてけれども、紫の枠の中にある「地域の子ども・子育て支援事業」につきましても、保育などに比べると定量的なニーズを測るのは難しい面はございますが、やはり同様に必要量を見込んでいただいて、それに見合った供給の計画をつくっていただくことになっているわけでございます。その辺りが14ページ辺りにも書かせていただいております。

ここで私の問題意識を一つだけ、資料はありませんが、申し上げさせていただきます。3歳以上のお子さんについては幼稚園、保育所、認定こども園のいずれかで、給付が受けられることとなります。また、保育を必要とする0-2歳のお子さんについては同様に保育所、あるいは小規模な保育で給付の対象になる。ところが、在宅で子育てをされている0-2歳については、そうした給付の対象にはなっていない。そのような制度になっております。

ただ、この層に、非常に子育ての課題、子育て不安だとか、子育ての負担というものが指摘をされているわけでございますし、待機児童の問題がこれだけ世間的に騒がれていますが、0-2歳の在宅児と保育所利用児との割合を比べると、実は4分の3ぐらいが在宅児ということでかなりの部分を占めています。この層に、しっかりと対応していく必要があるんだろうと思っております。

ただ、この層への支援は、先ほど説明いたしました市町村が地域の実情に応じて講じる子育て支援拠点事業であるとか、一時預かり事業といった支援策が中心となりますので、これは、かなり市町村による格差が生じやすいところではないかなと思っております。

この中には地方版の子ども・子育て会議の委員をされている先生方も結構いらっしゃるのではないかと推察をしておりますが、どうしても、やはり特に都市部であれば待機児童の問題をどうするのかといった点にフォーカスされがちなのでございますが、在宅子育て家庭への支援といった点にも、ぜひ目を向けた議論をしていただけると幸いと思っております。

ちょっと細かくなりますが、16ページで書かれていることに触れておきたいと思います。

これまで保育所や認定こども園の認可は都道府県知事の裁量でございましたので、基準を満たしていても都道府県知事が認可をしない選択もあったのですけれども、新しい仕組みでは、そういうことは駄目だ、基本的に認可しなさいというような仕組みになっています。

ただし、原則認可をしなさいという仕組みには一つ例外がございます。すでに地域の供給が十分に満たされている、子どもの数に対して十分な保育所、幼稚園があるという場合には認可しなくてもいいということになっております。

ただ、その仕組みを徹底した場合に、一つ壁にぶち当たります。特に、これは幼稚園の先生方から、よく相談を受ける話でもあるのですけれども、待機児童のいない、十分、保育が足りているような地域で、幼稚園が認定こども園になろうとして手を挙げていただいたときに、もう保育の定員はいっぱいなので、「(保育は) もういいよ」ということで、結構、市町村から門前払いをされているのが実情でございます。

ただ、そうなりますと、地方では一切、認定こども園ができないということになりますし、やはり認定こども園というのは、子育て支援新機能も含めて、就学前の全ての家庭、また全ての年齢に対応する、一体的な機能を果たすという意義を有しておりますので、やはり、それでは適当ではないだろうということから、基本的には供給が足りていても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園になりたいということで希望された場合には、基本的に認可していくようなルールを設定しております。詳しくは省略しますが、そのような仕組みをつくっているということを押さえておいていただければと思います。

私からの説明としては最後になりますが、スケジュール的なことを申し上げておきます。少しお戻りをいただきまして、6ページから8ページの辺りにかけてでございます。

先ほど平成27年4月のスタートを予定しているということを申し上げました。通常、秋ぐらいには園児募集などの手続きが始まるわけでございますが、平成27年4月にスタートする場合は、4月の入園から新しい制度に基づく手続きに切り替わるということでございますので、平成26年の秋、つまり今年の秋の時点では具体的な実務がスタートできるように、さまざまな基準を確定しておかなければならない、

かなりタイトなスケジュールでございます。

この後、蝦名課長、南室長から話があると思いますが、新制度を施行するための各種基準につきましては、昨年末から今年初めにかけて、おおよそ固まりました。あとは、お金に関する基準（公定価格）が残っているのですが、それも何とか年度末から年度初めにかけて、中身を固めていきたいと思っております。

現時点の自治体の状況ですが、6ページでございます。だいたい昨年の秋から年末ぐらいにかけて、市町村計画の元となる子育て支援の需要を見込むための住民アンケート調査をほとんどのところで実施させていただいて、現在、その分析作業の段階に入っているような状況になっているかと思っております。

それを踏まえて、だいたい今年度末ぐらいに量の見込みを定めていただき、今年秋ぐらいまでに量の見込みに対応した供給の計画をつくっていただくということをお願いをしているという状況でございます。

以上、大変駆け足、早口で恐縮ございましたが、取りあえず私からの説明とさせていただきます。

（長田参事官説明終了）

○村山 どうもありがとうございました。大変短い時間でコンパクトにまとめるということは難しいことですが、いろいろ、うまくまとめていただいたと思います。

続きまして蝦名課長さんの方から、新幼保連携型認定こども園の認可基準や保育要領、いまま幼稚園の問題が出ていましたけど、その辺を中心にお話をお願い致します。

## 説明2

文部科学省 幼児教育課 課長 蝦名 喜之

おはようございます。文部科学省初等中等教育局幼児教育課長の蝦名と申します。

私の方から新しい認定こども園にまつわる事柄、大きく二つですが、一つは認可基準がどうなるかということと、教育・保育の内容に関する事項であります保育要領（仮称）というものも検討が進められておりますので、この状況がどうなっているかということ。それと、村山委員長からもお話がありましたが、特に幼稚園については、新しい仕組みの下で、どうなっていくのかといった辺りについて、時間の範囲内でお話をできたらと思います。

資料は18ページからでございます。18ページで上の4の「認定こども園法」の改正についてをご覧いただければと思います。

認定こども園の仕組みは平成18年10月からスタートしております。従って、もう7、8年ぐらいたっているわけですが、当初、平成18年スタート時点で、向こう5年間で全国で2千件ぐらいの認定を目指すというようなことを目標として掲げていました。

全ての幼稚園、保育所を認定こども園にしていくことというよりは、地域で総合的に幼児教育と保育を提供するような仕組みに対するニーズが高いところでは、ぜひ普及をしていこうということだったと思います。

この18ページの左側に「類型」とあって、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型と、認定こども園には4類型があります。現行制度では、いずれも幼稚園の機能と保育所の機能を、いまの仕組みのまま組み合わせ、一つの場所で幼児教育と保育が総合的に一緒にできるようにというようなことが制度の基本的な考え方です。

幼保連携型は、従って、幼稚園があつて、保育所があつて、それぞれ認可施設が1個1個あるところに傘がかかるようなかたちで認定ということが行われて、一体的に子どもは教育・保育を受けるというような仕組みになっています。

幼稚園型の場合は、幼稚園の認可施設があつて、それに加えて保育所機能、幼稚園の標準的な時間が終わった後、夕方まで保育所的な機能を発揮するかたちで運営をされている。

保育所型は、保育に欠ける子を受け入れることに加えて、保育に欠けない子も含めて、教育に重点を置いた活動を行っていく。地方裁量型は、認可施設を前提とせず、その両方の機能が組み合わさっているとっております。

これらにつきまして2千件を目指していたところ、いまのところ、まだ1千100件ぐらいということで、仕組み自体に対する評価は極めて高いものがありますけれども、運営されている先生方にとっては、やっぱり、これは非常にいい試みだけれども、運営が非常にしづらいというようなことも言われてきました。

具体的には、一つにはお金の問題です。幼稚園に出るお金は、保育所に出るお金と、だいぶルールが違います。先ほども説明ありましたが、保育所の方は保育所運営費のかたちで市町村から、その運営コストをきちんとまかなえるような前提でお金が出てまいります。幼稚園の方は、その運営をまかなうためのお金が幾らなのかが、そもそもありませんで、奨励的なかたちで私学振興という観点から、私学助成が出ている。

それから、幼稚園の保育料の全国平均が、だいたい30万円ぐらいですけれども、その保護者の負担を軽減するためにということで市町村から、保護者に対して就園奨励費補助金が出ている。

こういうお金の出方をしていましたので、せっかく一つの施設で幼児教育、保育をやるんですけれども、その中で幼稚園籍の子どもと、保育所籍の子どものようなものがあつて、同じ活動をしているのだけれども保護者負担もルールが違いますし、そこに投じられている公費も、まったく違う考え方で出されているところがあります。

これについては、施設型給付という1本化されたお金で、個々の子どもさんの教育・保育の必要性を市町村が認定をした上で、そのお子さんの教育・保育を確保するために、必要なお金が出るような仕組みをつくる。そういった、幼稚園籍、保育所籍ということによる不整合というものがないようなかたちにしていこうと考えております。

もう1点、幼保連携型については、認可を二つ取らなければいけない。なおかつ、認可だけではなくて、指導監督も全然違うところから来る。教育の観点から来る、あるいは児童福祉の観点から来るということで、運営上の負担が大きかったということがございました。

こういったことを受けまして、今回、新しい制度では、この幼保連携型認定こども園については、幼稚園と保育所の組み合わせのかたちから、学校と児童福祉施設としての性格を法律上併せ持つ単一の施設に再構築をしようということで、名称は「幼保連携型認定こども園」と同じ名称ですけれども、単一の認可、指導監督も一本化、従って認可の基準、運営の基準も一本化をする。

それから、従来であれば、幼稚園教育要領と保育所保育指針を組み合わせで行っていた教育・保育活動の内容については、新たに1本の教育・保育の内容に関する基準をつくって、それに基づいて活動をいただくことになったわけでありまして。

それ以外の3類型については引き続き従来のかたちで、ただし、お金の部分がネックになっておりますので、ここを改善して、いままでよりも運営がしやすくなるようにということで、全般的に、これまで以上にニーズを踏まえて、設置・運営がしやすいような仕組みを目指しています。

19 ページからは、具体的な制度設計について、法律上、決まっていることもあれば、法律に書いていなくて、それ以降、検討が進んでいるものもあります。

19 ページの下から二つ目、三つ目ぐらいの設置基準、あるいは教育・保育内容の基準というものがあります。

教育・保育内容の基準については、先ほど申し上げたように、幼保連携型認定こども園専用の保育要領（仮称）を定めるべく、昨年の初夏ぐらいから検討が進められています。設置基準については、現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とするとあります。

いまでも幼保連携型の認定こども園の基準というのは、参酌基準として存在しているのですが、その内容は、幼稚園の設置基準と保育所の基準、それぞれを借りてきているようなかたちになっていると言っていて良いと思います。これを幼保連携型認定こども園という単一の施設専用の基準としてつくるため検討が進められているとします。

まず、幼保連携型認定こども園の認可基準について、21 ページからの資料になりますけれども、ご覧をいただければと思います。

今回、認可基準を新しくつくっていかねばならないことだったのですが、この検討が昨年の年末ぐらいまで行われまして、12月26日に方向性の取りまとめをいただきました。

国の子ども・子育て会議で、さまざまな議論がありました。そして、いろいろと関係の方々の意見の違うところも調整しながら方向性が出ているということで、年度内を目指して、これは国の省令になるものですから、その内容をいま整理を行っているところです。基本的な考え方としては、単一の施設としての新しい幼保連携型認定こども園にふさわしい単一の基準とするということでございます。

特に、幼稚園と保育所の、それぞれの基準がありますけれども、それぞれの内容のいずれか高い方というのをまずは求めていきたいということでございます。ただし、二つ目の丸にありますように、既存の施設、幼稚園や保育所からの円滑な移行を確保する。

今後、幼稚園、あるいは保育所設置されているところが新しい認定こども園に移行していくということが、おそらく非常に多くのケースで見られるだろうと思っております。

むしろ、逆に、まったく新しく、幼稚園や保育所がないところからつくっていくというものは数的には、あまり多くはないかもしれません。既存施設からの移行が相当程度、多いだろうと考えられます。この場合については、円滑な移行ということから、一定の移行の特例を設けることとしたいと考えて、いま作業を行っているところです。

基準は、職員などに関する基準、設備とか、ハード面に関する基準、それから運営に関する基準、だいたい基準の内容は三つぐらいのカテゴリーに分けられると思いますが、そのうち、例えば、職員配置のようなもの、あるいは運営に関することについては、既存の施設からの移行の場合でも特例を設ける必要はなく、これは、しっかり既存施設から移行する場合も守っていただく必要があると思います。

一番問題になるのはハード面で、従来、幼稚園だったところ、保育所だったところが、新しい施設になろうとした場合、いずれか高い方の基準を目指してハードを整備していただくことが必要ですけれども、当面、そういった高い基準には、なかなか達することができない場合でも、特例的に、移行の促進の観点から、設備に限っては特例的な内容を定めるというようなことに今回しております。

2として「設置パターン別の基準案」がございます。一番左にパターンがあって、「新設のパターン」と書いてあります。これは「新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合」ということで、先ほど申し上げたように、まったく新しくつくるということであれば当然、その幼稚園、保育所の、いずれか高い水準の内容を求めていく必要があるだろうということを基本的な考え方としています。

右側に主な基準案と記載してございますけれども、一つには「学級編制や職員配置基準」のところで、これは幼稚園と保育所で規定されている内容が大きく異なっている部分です。

幼稚園は、学校ですので学級を編制するということは決まっています。学級には専任の教員一人を置かなければいけないということは決まっていますが、施設全体として何人、教職員が必要なのかという職員配置基準が決まっています。

一方、保育所の方は、3歳以上ということであれば、3歳児は20対1、4、5歳児は30対1と職員の配置基準は決まっていますが、学級を編制しなければいけないといったようなルールは逆に、ありません。

両方の性格を有する新しい幼保連携型認定こども園では、3歳以上の子どもについて、2時ぐらいになったら基本的に降園するような子どもさんも、保育に欠けるお子さんであって、夕方まで在園する必要があるお子さんも、基本的には教育時間の部分は学級を編制して活動を行う。基本的には、そういった教育・保育の必要性にかかわらず、統一の学級を編制していただくということを基本として、そこに専任の保育教諭を一人、配置をするということに致しました。

その上で別途、職員配置基準というものもつくるというような方向で、いま現在、検討を行っております。保育所であれば30対1とか、20対1というのがあり、幼稚園はありませんけれども、これは両方の性質を有する施設ですので、その配置基準を全体としても一体的に考えています。

ただ、何対1にするかということについては、これはお金が伴ってまいりますので、公定価格の議論の中で具体的な数値を検討していくことにしています。

2点目として、園長等の資格をどう考えるかというところです。

幼稚園、保育所、それぞれ園長の資格について、幼稚園の方は「学校教育法施行規則」に規定がございます。保育所の方は、法律上の規定はありませんけれども、運営費をお出しする場合の基準というもので示されています。

幼稚園教諭であれば基本的に教員の免許状プラス実務経験を求めています。保育所の方も、お金を出すときの資格としては実務経験を求めています。

新しい幼保連携型認定こども園は一体的に教育・保育を行う施設であるということで、保育教諭という方に中心的な役割を、教育・保育の中心を担っていただきます。

この保育教諭さんについては教員免許と、保育士の資格の両方をお持ちいただくことを求めています。当分の間の経過措置もありますし、持っていない方の免許資格を取りやすくする仕組みも新しく設けることとなりますけれども、両方の併有が必要です。

そういった幼保連携型認定こども園の責任者である方についての資格ということなので、やはり基本的には教員免許状と保育士資格の両方をお持ちいただくことを要件にする必要があるだろうと。

それに加えて現在、幼稚園、保育所それぞれ実務経験を求めていますので、両方の免許資格の併有に加えて、5年以上の教育職、または児童福祉事業の経験を求めることと、まずは致しました。

ただ、現在でも、幼稚園の園長、保育所の所長さん、いずれも、その同等以上の能力を有する、あるいは同等の資質があるといったようなことでもって免許資格や実務経験のない方についても、お認めをするようなことも併せて行っております。

今回、ここもさまざまな議論になったところですが、園長の資格におきましても、原則は両面資格の併有プラス実務経験ということですが、これと同等の資質を有する方についても設置者が認める場合には可というような扱いになりました。

ただし、何かしら設置者が同等の資質だということを判断する場合の、判断の指針になるようなもの

も示す必要があるのではないかと議論され、例えば、必要な園長の研修など、これは、制度化はされていませんけれども、そういったものの受講などが、その同等資質の目安になるといったようなことも示す必要があるのではないかというご意見もいただいたところです。

基準そのものに書き込めるかどうか分かりませんが、そういった趣旨をしっかりと伝えていくということも併せて行う必要があると共に、そうした研修の環境整備などについても行政側が、しっかり行っていく必要があるのではないかというようなこともご指摘をされまして、年末の取りまとめの中には、そういったことも併記をされているところでございます。

園舎、保育室等の面積につきましては、3歳以上の園舎面積については幼稚園基準を用いる一方で、教室、あるいは教室の面積については保育所基準の方が、より詳細に規定をしておりますので、その両方を満たすことを、新設基準の場合には求めることに致しました。

次の園庭についてです。ここは幼稚園の場合は運動場、保育所の場合は屋外遊戯場ということに、いまなっております。まず、この名称につきましては、幼稚園、保育所それぞれの機能を持つ、まったく新しい単一の施設であるということからして、この活用の実態に即した名称がよいのではないかというようなご意見があり、「園庭」という名称にする方向で考えております。

一方、幼稚園、保育所の「運動場」、「屋外遊戯場」の名称をどうするかの問題については、併せて、それも変えたらどうかというご意見もいただいております。

そういったお気持ちは痛いほど感じているのですが、実際に規定を変えとなるとなかなか難しいところもあります。いずれにしても、幼保連携型認定こども園については「園庭」という名前で屋外環境を確保しようということになっております。

その際の面積については、保育所は2歳以上について面積基準があります。幼稚園は当然ながら3歳以上の面積基準になりますが、2歳の部分は保育所の面積基準、3歳以上の部分は幼稚園の面積基準と保育所の面積基準のいずれか大きい方の合計をした面積を新設の場合の園に求めることにしております。

1点、保育所の場合は児童公園などの代替地の使用も認めていて、園庭に代替地の面積を算入をするということを認めていますし、屋上についても面積算入可ということにしております。一方、幼稚園は、いずれについても不可という扱いで、この部分をどうするかについても議論が、かなりありました。

何のために園庭というものがあるのかというような議論が行われ、やはり、それは子どもが自由に活動できるような環境を保育者が自在に設計をできるようなことが、おそらく園庭に求められることだろうと考えれば、それは園舎から遠くないところにある必要があるでしょうし、そこが自由に使える場所であり、その日の、瞬間、瞬間の教育活動自体が変化していくものをきちんと環境面でも裏付けていけるようなことは極めて大事だろうというようなことで、新設の基準では、基本的には代替地の面積算入は認めないことになりました。

一方、屋上については、これもさまざま議論がありました。というのも、基本的に屋上といえば防水シートが張ってあって殺風景なところで、子どもの教育活動を行う環境としては決して適当なものではないというのが一般的な認識だと思います。

その一般的な認識は当然ながら前提として、一方、屋上の緑化でありますとか、屋上に地上と同じような環境を整備するような取り組みは、相当程度進んできています。

相当程度進んでいると言っても、なかなか地上の環境の完全な再現などは難しいわけですし、コストも掛かるわけですが、実際それに近い取り組みを行っていると考えられるようなものも、ないことはないということで、地上の環境と同様の環境が実現できているというように認可権者が認める場合には、例外的な取り扱いとして、屋上も必要な面積に算入するというのを認めるということに致しております。

す。

食事の提供、調理室の設置についてです。認定こども園には保育に欠ける子ども、欠けない子どもも両方、受け入れることとなりますけれども、そのうち、保育に欠けるとされて、保育が必要だとされている子どもさんについては食事提供を施設側に求めることとなります。

一方、保育に欠けていない、いまの幼稚園で受け入れている子どもさんが中心ですけれども、そういった子どもさんについても給食の提供、食事の提供は園の判断ということになると思います。これは、いまの幼稚園と保育所の取り扱いを踏襲したようなかたちになっています。

一方、給食を行うことは、かなりコストの掛かる話なので、その場合のコストをどう考えていくかということは、後ほど公定価格の中で議論していこうということになっております。

食事を提供する場合には原則、自園調理。ただし、3歳以上の場合には外部搬入を、一定の要件の下で認めるという現在の保育所の取り扱いを踏襲するということとなりました。

以上が新設の場合の基準ということです。

一方、既存施設からの移行が、かなり見込まれるわけで、その場合には、当然ながら質をしっかりと担保しつつ、円滑な移行についても配慮をしなければなりません。

次の22ページの「設置のパターン」の上のところに、既存の幼稚園、または保育所をもとに新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合についての基本的な考え方としては、適切な運営が確保される施設については、新たな基準に適合するよう努めていただくということを前提として、ハード面、設備面に関しては移行の特例を設けるということにしています。

ただし、移行の特例が適用された状態から、できるだけ本来の新設の基準に近づいていくようにということで、今回、各施設の基本的な情報を公表する仕組みも併せて整備をすることとしています。ある施設が移行特例を利用しているかどうかについても、対外的に公表をします。それによって移行特例が適用されている状態から、できれば新設の基準を満たす方向に移行するような努力義務というようなものを実質化するということ。

あとは、施行10年ぐらいを経過した後に、設置の状況や整備の状況なども勘案して、今回、設けようとしている移行特例の内容などをあらためて検討するというのも前提に、ハード面についての移行特例を設けることにしています。

一つには園舎面積の部分です。保育所から移行の場合、幼稚園からの移行の場合、両面ですけれども、それぞれの面積基準を満たしていれば可とするということでございます。

園庭についても同様に、保育所から移行する場合には、保育所の基準にトータルの人数を掛け合わせたものが確保されていれば可とする。幼稚園からの移行の場合は、幼稚園で求める基準について、これが確保されていれば可というような取り扱いにするというものでございます。

園庭の設置面積についてです。先ほど申し上げたように、満2歳の子どもも園庭が必要で基準面積があるわけですが、そこも含めて、新設の基準では同一敷地での確保を原則としておりますが、移行特例におきましては、満2歳の子ども部分については、現在の保育所の取り扱いと同様に、代替地で面積を確保することも認めることに致しております。

いま、保育所については児童公園などでもいいということからして見ますと、移行特例の内容が相当、厳しいのかなというご意見もあるかもしれませんが、実際、経営実態調査も併せて行っておりますが、89%の園は同一敷地の中で特例面積基準を確保できると考えています。

それに加えて、別敷地の特例を加えることで、その割合は93%にまで向上するというように見ておまして、おそらく多くの、認定こども園への移行を考える園で、これはクリアできると考えてい

ます。

次の移行パターンで、現行の幼保連携型認定こども園から移行するというのがあります。現行制度でも、幼稚園、保育所、両方を持つかたちで認定こども園が設置をされていますが、新しい制度に切り替わった場合には、新しい幼保連携型認定こども園の認可があったものとみなすことになっています。

この場合、基準の内容が変わりますと、いままでやれていたのに、新しい制度になったら基準を満たさなくなるので、やれなくなるということになりますが、そのようにならないように、現在の幼保連携型認定こども園で運営されているものについては、新しい基準に適合するように求めることを前提にしながら、ハード面については現在の基準でよいというような特例を設ける必要があるということでございます。

こういった認可基準についてのご議論を経まして、現在、この基準を省令のかたちで整備すべく作業を行っております。

その次に 23 ページから、幼保連携型認定こども園の保育要領について資料をご用意しております。幼保連携型こども園保育要領。これは新しい施設の要領として新しいものをつくる必要が法律上もございます。

要領については、法律で二つのことが求められております。一つには、いまの幼稚園教育要領と、保育所保育指針との整合性を確保したものにしなさいということ。もう一つは、小学校における教育との円滑な接続に配慮したものにしなさいということです。こういった二つの前提がある中で、昨年6月からご議論をいただきました。

24 ページに図示してありますが、中教審、教育課程部会の下に専門部会を設けましたし、厚労省の社会保障審議会の下に児童部会の下に専門委員会を設けまして、それぞれが幼児教育、あるいは保育という立場で検討する専門機関ということになりますが、常に合同会議を開くかたちで双方の観点の一つにまとめて議論をいただきました。その上で、子ども・子育て会議に対しても報告をさせていただいたものでございます。

23 ページは、その内容の概略です。極めて簡単に記載をさせていただきますけれども、大きくは、先ほど申しましたように、法律上、求められている、幼稚園教育要領の保育所保育指針との整合性の確保につきましては、さまざまご議論をいただきましたが、取りまとめをいただいた方向性としては、教育の内容面については、現在の幼稚園教育要領の内容としています5領域を基本に策定すると。保育所におきましても、この5領域が基本とされておりますので、こうした5領域を基本に策定すると。

その上で、保育の内容については現行の保育所保育指針の内容を基本に策定する、養護の狙いや内容、あるいは乳児、3歳未満児の保育の配慮事項などについて、保育所保育指針との整合性を確保する。単に、これらを組み合わせるだけではなくて、一つの施設で教育・保育が総合的に行われることを前提としたものとすべしということになったわけでございます。

小学校における教育との円滑な接続に配慮するといった部分については、現在の幼稚園教育要領などにも、記述がありますけれども、それとの整合性も確保しながら、ここにありますような、乳幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことを基本とした内容を盛り込むべしということとなりました。

それに加えて、この会議で中心的な課題の3本柱の三つ目としては、認定こども園として特に配慮すべき事項というものであり、現在の幼稚園教育要領にも、保育所保育指針にもあるわけではありませんので、そうした内容についてはオリジナルなものとしてご報告をいただいたところでございます。

ここにありますところが、その要約ということになります。子どもの1日の生活の場として、1日の

生活の連続性とか、生活リズムの多様性に配慮すべしといったこと。

あるいは在園時間が短い子もいれば、長い子もいる。あるいは入園時期が違う。登園日数も違う可能性もありますので、こうした違いに応じた配慮をしっかりと内容とすべしということ。

それから、幼保連携型認定こども園で教育・保育を一体的に行うということからしますと、そうした生活全体を見通した、教育・保育に関する全体的な計画を編成するとともに、一人一人の発達の過程を理解して、生活の経験や在園時間の長短などに配慮して具体的な指導計画を作成すべしということ。

あるいは、満3歳未満の子どもも3歳以上の子どもも預かる施設として、異年齢の子どもと関わる活動を設定すべしということ。

保護者と保育者同士の相互理解といったようなことについても、幼保連携型認定こども園として、特に配慮すべき事項としてご議論をされたところでございます。

こうしたご議論がありまして1月16日に報告書が出されております。今日の資料の中には、それそのものは添付してございませんけれども、ぜひ、これは文部科学省のホームページでも、厚労省のホームページでも、どちらからも確認がしていただけたと思いますので、ぜひ内容をご覧いただければと思います。

この報告書自体は、要領そのものではございませんで、要領は、いまほど申し上げたように、幼稚園教育要領と保育所保育指針の内容を組み合わせるだけではなくて、プラスアルファのことも、あるいは全体が一体的に行われるような配慮をしながら策定する必要があります。この報告は、これから要領をつくっていく際の、いわば留意事項といえますか、基本的な方向をご議論いただいたということであり、報告書の内容も、告示そのもの、要領そのものではなくて、目指すべき方向性をご示唆いただくような内容となっているところでございます。

これにつきましては、2月中にパブコメを行って、3月中に告示化を目指しています。

ただ、時間がだんだん押し迫ってきていますから、少しずれ込むかもしれません。いずれにしても、そうした日程、スケジュール感で作業を進めていきたいと思っています。

1点、ご留意をいただきたいのは、幼稚園と保育所で、いま規定のスタイルがだいぶ違ってきます。その部分をこれから、どう考えていくのかということですが、ここは実は先ほどご説明をした認可基準と、それから、教育・保育内容の基準である要領と、「認定こども園法」の施行規則という、省令があるのですが、ここに、それぞれ書き分けていく必要があるのではないかと考えています。

具体的に何がどれということではありませんが、保育所保育指針で、かなり運営に関する事項について記載をされている部分は、おそらく、その認可基準として定めるべき内容とオーバーラップしている可能性があります。そういったものについては、どちらで整備をするのかということも考えつつ、いま作業を行っているところです。

手続き的なことについては、「学校教育法」体系でいえば、「学校教育法」施行規則などに多く書いてありますけれども、こういった手続き的なことは、おそらく「認定こども園法」の施行規則で規定をするといったような整理も必要でしょうから、こうした三つのものが、いわば三位一体になって全体の内容と運営、ハード面の基準などを担保するものとして機能できるようにということで、三つを横目で見ながら作業を行っているところでございます。

ですので、要領だけ、あるいは認可基準だけということではなく、新しい幼保連携型認定こども園の姿は、ぜひ、その三つをご覧いただいてご理解をいただければと思っています。

最後に、幼稚園がこの制度によって何がどうなっていくのかについて少しだけ触れたいと思います。

今回、幼稚園そのものに関する制度が変更されるということは基本的にはありません。幼稚園について

ての学教法の規定が、いまの幼稚園とは全然違うかたちで改まったりということはないのが大前提です。ただ、ほかの制度、幼稚園を取り巻く、ほかの制度について大きな変更がありますので、その全体像をご理解いただきたいと思います。

ちょっと戻っていただいて5ページをご覧くださいと思います。5ページは、先ほど長田参事官の方から説明いただいた、施設型給付という新しい給付の射程を主には示しています。

公立幼稚園については、これまでも国が特別な財政措置を行うというよりは、これは地方交付税などで財源の裏打ちがされていますが、市町村が自らお金を出して施設の運営をし、保護者の負担をいただいてということになっていました。

私立幼稚園の場合は、私学助成というかたちで私学振興という観点から奨励的なお金をもらう。保護者は、保護者の保育料の負担軽減を図るために市町村から就園奨励費というお金をもらう。国はそこに補助金を出したりということをしていました。

一方の保育所は、保育所運営費の補助期が、出るというかたちになっていて、保護者負担の内容も、所属階層の区分ごとに国が基準を定めて、市町村が決めていくというようなことになっていました。

今回、施設型給付という新しい財政措置の仕組みを組み立てていこうとしています。これを認定こども園、幼稚園、保育所を通じたものとして組み立てていこうとしています。

施設型給付の性格は、かなり保育所の制度設計に近いものになるという受け止めをしております。

保育所の方は、先ほども少し触れましたが、一人当たりの受け入れコストが幾らなのかを、まず、きちんと国が基準で決めています。そのコストは、保護者からいただくか、税金で見るとということしかないわけですが、そのうち保護者から幾らいただくのかについても国の基準に基づき、市町村が定めています。

トータルコストが幾らなのかということと、保護者から幾らいただくのかということ、その差し引きを税金で、ということになるわけですが、それを、行政が決めているということになります。

幼稚園の方は、そもそもコストが幾らなのかは決まっていません。私学助成はコストを見るというよりは、私学振興の観点から毎年、出されている。その金額も、コストのうちのどれを見るのかというよりは、毎年の予算の中で決まっています。

先ほど「義務的なお金」というお話がありましたが、私学助成自体は義務的に出されているお金というよりは幼児教育、あるいは私学の振興のために奨励的に、裁量的に出されているお金です。

施設型給付の中では、幼稚園についても、基本的に運営コストが幾らなのかを、まず決める必要があります。その上で、保護者から幾らいただくのかも基準を決めようということで、このための作業をいま進めているところです。これから幼稚園の制度自体は変わりませんが、お金に関するルールが大きく変わる可能性があるということは押さえていただけたらと思います。

5ページの図では、幼稚園が施設型給付内に収まらずに左側に飛び出しているところがあります。この飛び出しているところは何かという、いままで通り、私学助成や幼稚園就園奨励費で運営をしたいという園が少なからずあるのではないかと考えているためであります。

全部、施設型給付を受ければよいではないかという話もあるかもしれないのですが、この施設型給付というものは、先ほど申し上げたような公定価格が定められることで、上乘せで保護者からいただくことも認めるという制度設計にしますけれども、基本的に保護者から幾らいただくのかについては行政の方で一義的には決めるというようなことで、いままでなかった制約が加わることがございます。

もう一つは、こういったお金をもらう幼稚園については、定員の範囲内であれば基本的に入園の申し込みがあったら拒まないでくださいというような、「応諾義務」と呼んでいます。こういった制約も加

わるというようなことです。

そうした制約、ハードルではあるものの、ぜひとも幼稚園が入りやすいように工夫をしていきたいと思っていますが、「やっぱり、うちの園の運営上は、こういったハードルは、なかなか超え難いよ」というような園も、おそらくあるのではないかとということで、左側に飛び出した図になっているというものです。

いまの応諾義務との関係で申しますと、何で、そんなものがあるかといえ、13 ページをご覧くださいければと思いますが、単に施設型給付というふうにお金の出され方が変わるという以上の改革が、この制度全体の中に含まれているからということです。

施設型給付は、出どころは市町村です。いままで私学助成は都道府県からお金が出ていましたが、今後は市町村から施設型給付ということで、一人当たりのコストに見合った公費をいただくということになります。

その際、市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージのところにありますように、市町村は地域の需要と供給の計画をつくります。

従来、保育については、こういったことに近いことを行政としては行ってきたと思いますが、今回は、幼稚園が行う幼児教育についても地域の需給がどうなっているのかを調べ、供給が不足していれば、それをどうするかを市町村に考えてもらうことになっています。

いままで幼児教育に、特に私立の幼稚園と市町村は、あまり関係が深くなかったところですが、こういった計画の中で私立幼稚園も一定の役割が期待されるということからすると、ここは極めて大きな変化になるだろうと思っています。

幼稚園側から見ると、こうした市町村の需給計画に、「じゃあ、うちも受け入れを通じて需要を満たすために協力します」と手を挙げた場合には、市町村からは、「では、お願いします」ということで、その受け入れを通じて市町村の計画の実現に協力をすることになるわけです。そして、その対価として施設型給付というお金が市町村から幼稚園に一人当たりのコストを見るべく払われるという関係にあります。

これまで幼稚園は、例えば、子どもさんを受け入れる場合に、何かの対価のようなかたちで行政からお金を受け取るということはありませんでしたから、非常に大きな変化だと思えますし、市町村の方からすれば、「計画に協力してくれているんだったら、この人数はちゃんと受け入れてください」という話になるので、先ほどの応諾義務というものが付いてくるということになります。

その計画に協力をしないという選択肢もあるわけで、それが先ほど申し上げた、引き続き私学助成などを受けてやっていくという選択肢なわけです。いずれにしても、市町村との関係づくりということが極めて大きな課題になっています。

いま市町村の方にも、あるいは各幼稚園の先生方にも、市町村と幼稚園との関係をぜひ深めてくださいということをお願いしています。

このことは、地域の幼児教育の基盤の整備といえますか、基盤がしっかりしていくための大きな仕掛けとして重要であると思います。そうした関係づくりにも、地域全体で、保育だけではなく教育も含めて、小学校に上がる前のすべての子どもの育ちを支えるようなものを、しっかりとできればというように考えているところでございます。

私からのご説明は、ここまでになります。

(蛭名課長説明終了)

○村山 どうもありがとうございました。それでは、ちょっと時間をオーバーしてきていますが、最後に南室長さんから、公定価格と保育所がどうなっているかを中心にお話をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

### 説明3

厚生労働省 幼保連携推進室 室長 南 新平

失礼致します。厚生労働省保育課の南と申します。どうぞよろしくお願ひ致します。着席させていただきましてご説明させていただきたいと思ひます。

資料の26ページをお開き下さい。「保育の必要性の認定」ですが、簡単に申しますと、これは保育所に入るため、どういう事由の人が入れるかということにつきまして、子ども・子育て会議において取りまとめいただいたことです。

26ページの左の方に赤枠がかかっていますが、現行は「保育に欠ける」という言い方をしておりますが、下の1から6、こういった事由が、いま定められております。それを新制度におきましては、1から10ということで、保育の必要性の事由を増やしたかたちになっています。

特に「6. 求職、7. 就学、8. 虐待やDVの恐れがあること、9. 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である」、こういったことを全国統一的に保育の必要性の事由に該当するということとさせていただきます。

いままでは、それぞれ市町村によって、こういった事由を認めていたり、認めていなかったりしていたわけですが、こういった事由も全国統一的にするということで、法令上、明記していきたいと考えております。

27ページでございます。保育の必要量という概念が新しく、新制度では入ってくるようになっております。保育の必要性の認定ではなくて、保育の必要量、具体的に言いますと、27ページに書いてありますように、二つの区分に分けて認定することになっております。

一つは、保育標準時間。これは主にフルタイムの就労の方を想定したものです。保育短時間は主にパートタイムの就労の方を想定したものです。27ページの下の方に棒グラフのようなものがございまして、上が保育標準時間、下が保育短時間です。

保育標準時間に認定されますと、1日最大11時間の利用ということになり、一方、保育短時間に認定されますと、1日最大8時間の利用ということになります。そういった2区分の保育必要量の認定が行われることになるということです。

その分かれ目と致しまして、27ページの右の方に書いてありますが、1カ月当たり、だいたい120時間程度以上の方を保育標準時間として、それ以下の方を保育短時間、こういった一定の目安を置くことにしております。

保育短時間の下のところに、1カ月当たり48時間から64時間程度の就労とありますが、これは、いわゆる保育の必要性の認定の下限の時間を新たに設けることにしたということです。

いま現状を申し上げますと、国として統一的に、こういった下限の時間は設けておらず、それぞれの市町村が独自に下限の時間を設けております。中には、まったく下限の時間を設けていない市町村もありますが、あとは、48時間とか、64時間という下限時間を設けている市町村が多いという現状にありますが、新制度におきましては、48時間から64時間という、これも、また全国統一的に、こういう下限

の時間を設けることにするという予定にしております。

28 ページをご覧ください。いま申し上げました事由、保育必要性の区分といった点を勘案して、保育所の利用の調整が進められるわけですが、仮に定員を上回るような利用の申し込みがあった場合、選考ということが必要になります。

そういう場合、こういう方々については優先して入れてあげようという優先利用の事項も、28 ページに「③優先利用」とありますが、こういったことは優先利用の事由として考えられるのではないかとということで、お示しさせていただいたものでございます。例えば、一人親家庭でありますとか、生活保護、そういった方々です。

具体的には、こういった優先事由を有する場合、それぞれ点数を付けていって、点数の高い人から優先的に選考の中に入れていただくようにしていただくという利用調整をすることになっております。

保育の必要性の認定の基準を取りまとめるに当たって、29 ページにあります。子ども・子育て会議としての附帯意見をいただいております。詳しくはご説明致しませんが、このようなところで取りまとめた意見をいただいております。

30 ページをご覧ください。新制度におきましては施設型給付、あるいは地域型保育給付を受けるためには、市町村から確認を受ける必要がございます。その確認を得た教育・保育施設、あるいは地域型保育の事業者は運営基準を順守する必要があるということ、それから情報を公表しなければいけないという義務がかかってくるということです。

運営基準につきましては30 ページにあります「運営基準について」というところに書いてありますこと、これは国として一応、基準として定めませんが、具体的には市町村が国の基準を元に、この運営基準を定めることになっております。

31 ページの「情報公表について」ということで、こういった基本情報、運営情報につきまして、まず都道府県知事に届け出をして、都道府県知事から公表するというので、情報公表というかたちになる仕組みになっております。

32 ページからは、地域型保育事業についての認可基準についてです。32 ページは地域型保育事業に当たる小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のそれぞれの定員等について書かれています。詳しくは省略させていただきますが、それぞれについて認可基準を取りまとめたところ。まず、33 ページ、小規模保育についてです。

比較形式にしておりますが、一番左の方が、いまの保育所の基準でございますが、それと対比するようなかたちで表をつくっております。

小規模保育につきましてはA型、B型、C型、三つのタイプを設けて、それぞれ職員数、資格、保育室等、給食についての基準をこのようなかたちで取りまとめております。

職員数につきましてはA型、B型については、認可保育所の配置基準に1名を追加したものを職員の数の基準としております。

これは小さな規模の保育所ですので、例えば、0歳児が3人、1-2歳児が6人いる場合に、認可保育所の基準ですと二人で構わないよとなっておりますが、二人で9人を保育しなければいけないというのは、あまりにも一人の保育士に対する負担が大きい、保育の質という観点からも好ましくないということで、保育所の配置基準にプラス1名追加した基準としているところです。

B型につきましては、その全体の配置基準の職員数の内の半分が保育士であればいいとしております。A型については全員、保育士でなければならない。C型の場合は家庭的保育者でいいということでございます。そういったような基準に取りまとめをしております。

小規模保育以外の家庭的保育、事業者内保育、居宅訪問型保育の基準につきましては34ページに取りまとめをしております。

家庭的保育につきましては、基本的には、いまやっております家庭的保育事業の基準をそのまま踏襲するようなかたちにしております。職員数については、3人につき一人、補助者が付く場合は5対2でいいというような基準になっております。

事業所内保育につきましては、定員が20名以上の場合には、いまの保育所の基準と同様にすると。定員が19名以下の場合、先ほどご説明しました小規模保育のA型、B型と同じ基準にするということで取りまとめを致しております。

居宅訪問型事業とは、いわゆるベビーシッターのことです。これは1対1が基本でございますので、職員数は1対1ということですが、その職員の資格として、必要な研修を修了している保育士と同等以上の知識および経験を有すると市町村が認める者として、そういった研修を受けた人の資格、要件としております。

35ページからは、地域子ども・子育て支援事業についての基準を取りまとめておりますので、そのことについて書いております。

具体的に申し上げますと、35ページにあります、地域子ども・子育て支援事業、①から⑬の事業が、これは法律で規定されております。そのうち、利用者支援事業と一時預かり事業、放課後児童クラブについて、特にご説明したいと思っております。36ページをご覧くださいければと思います。

利用者支援事業ということで、これは、まったく新しく始まる事業です。ベースになっているのは横浜市で行われている保育コンシェルジュでありますとか、松戸市の保育コーディネーター、そういったものがベースになっております。

教育・保育が、利用する方にとって、円滑に利用できるように身近な情報収集、提供を行って、必要に応じて相談、助言を行う、あるいは関係機関との連絡調整をするというような事業でございますが、二つのタイプを設ける予定をしております。

36ページの真ん中辺りに書いてあります①の基本型というところでございます。これは行政窓口以外で行うタイプとしておりますが、利用者支援プラス地域連携、両方を実質する形態でございます。②の特定型というタイプは、行政機関の窓口において行われる、主に利用者支援を実施する形態で、このように二つのタイプを設けるようにしております。

37ページ、一時預かり事業は、もう現状でも行っておりますが、現状ではどのように行っているかという、37ページ下にあります保育所型、地域密着型、地域密着II型という三つのタイプで行っております。

保育所型は、保育所で行われるものです。地域密着型、地域密着II型とは、保育所以外の場所で行われるものですが、この三つのタイプを、新制度においては一つにまとめまして「一般型」というかたちで行うことになっております。

職員の数が保育所型、地域密着型、地域密着II型とも2名以上と、現状ではなっておりますが、この2名以上というのが若干厳しい基準というご意見もありまして、一般型のところの下に小さい字で書いてありますけれども、バックアップ施設、保育所等、そういったバックアップ施設から支援を受けられる場合は一人でいいと、少し、その辺り緩和をしています。保育従事者は2分の1以上が保育士であればいいとしております。

これ以外に余裕活用型というタイプを新たに設けることになっております。②と致しまして、保育所等におきまして、利用児童数が定員に達していない場合、その余裕分を活用致しまして一時預かり事業

を実施するという余裕活用型を新たに設けるということになっております。

いま幼稚園において行われている預かり保育の後継になるようなものとして、一時預かり事業で幼稚園型というものを新たに設けることにしております。

それから、一番下、④ですが、訪問型というのも設けることにしております。一時預かり事業を児童の居宅において行うタイプです。

38 ページは放課後児童クラブですが、これは現在、放課後児童クラブは、厚生労働省の局長通知で、ガイドラインが定められておりますが、新制度におきましては、放課後児童クラブの設備や運営に関する基準を厚生労働省令で定めまして、それを踏まえて市町村が条例で基準を定めることとなっております。

その基準のおおむねの案を放課後児童クラブの基準に関する専門委員会というところで議論していましたが、昨年12月26日に報告書が取りまとめられております。内容については時間の関係上、省略いたしますが、38ページの通りです。

39 ページからの公定価格です。そもそも公定価格とは、どういうものかということです。下にイメージ図が書いてありますが、この全体の箱が公定価格になります。すなわち、教育・保育に通常要する費用の全体の額が公定価格です。そこから利用者負担額を引いた額が施設型給付の額になるということです。

従いまして、教育・保育に通常要する費用の全体の額である公定価格と利用者負担額、これを決めなければいけないということで、いま公定価格の議論が、子ども・子育て会議において行われているということです。

40 ページをご覧くださいければと思いますが、その公定価格のイメージということです。下にイメージ図が描いてありますが、基本的には、基本額にプラス、いろいろな要素を勘案した加算額、こういった大まかなイメージになるということで、この基本額をどうするか、加算額をどのようにするかということが、これから議論が行われるということです。

41 ページは、これまでまとめられた基準と、公定価格がそれぞれ密接に関係しているということをお示しただけですので、詳しくは省略させていただきたいと思います。

42 ページです。もう認可基準等々、基準については年末、あるいは1月15日に取りまとめが終わっておりますので、いまは、まさに公定価格が子ども・子育て会議で議論が行われておりますが、スケジュールと致しましては、骨格を年度末までには取りまとめを行い、年度明け、平成26年4月から6月までの間には仮単価をお示しできるようにすべく検討を進めてまいりたいと考えております。

では、いま、どういうことが子ども・子育て会議において議論されているかが43ページ、44ページです。時間の関係上、逐一ご説明は致しませんが、特に43ページの右側、IIの1番、人件費に関わるところが大きなポイントになろうかと思っております。

と申しますのも、保育所の現状でいいますと、支出額の7割が人件費という状況にありますし、また、そこに書いてあります通り、職員配置基準、処遇改善について、国会の附帯決議でも触れられておりますので、特に、この職員配置基準、あるいは処遇改善、そういった人件費に関わる部分は特に大きな論点になろうかと思っております。

44 ページです。そのほかの論点と致しまして、例えば、IVの「②子育て支援機能について」というところですが、認定こども園については子育て支援が実施義務になっている一方、幼稚園、保育所については努力義務となっている。そういったことを踏まえて、こういった子育て支援機能を公定価格上どう評価するかといったことも論点になっております。

最後ですが、利用者負担についてです。利用者負担の検討についてというところで44ページの右側の2のIの1番に所得階層の区分についてというものがございます。

現在、保育所の保育料につきましては八つの所得階層区分に分けて保育料を定めておりますが、新制度においても、その八つの区分にするのかどうか、そういった事柄に加えて、新制度においては、保育必要量、さっき申し上げました保育標準時間と保育短時間、この二つの区分に分ける方向で、利用者負担額を定める方向にしてはどうかという提案をさせていただいているところです。

従いまして、所得階層別の区分と保育必要量の区分といった、ちょっと複雑な利用者負担額の区分になるということです。

その44ページにある4番目のところに「多子軽減」というのがありますが、49ページをご覧くださいと分かりやすいかと思います。

幼稚園、保育所共に、複数のお子さんが同時に就園している場合は、2番目のお子さんは半額、3番目のお子さんについては無償というのが原則になっております。

ただ、幼稚園の場合は、3歳から小学校3年生までの6年間、保育所の場合は0歳から5歳までの6年間ということで、年数は同じですが、幼稚園と保育所の年齢は違いますが、同じように幼稚園も保育所も、こういった多子軽減という制度があります。これも新制度において導入する方向で検討しておりますので、これをどうするのかも一つの論点です。

ちょっと時間をオーバーしてしまいましたが、私のご説明は以上にさせていただきたいと思います。

(南室長説明終了)

○村山 どうもありがとうございました。

#### 質疑応答

○村山 それでは、非常に多岐に渡る内容となりますが、フロアの方から、質問を出していただきながら、進めたいと思います。

それでは何か、こういうところをもっと聞きたいとか、これはどうなんだろうといった質問なり、ご意見がございましたら挙手をお願いします。

はい、お願いします。

○会場1 5ページで、先ほどご説明いただきました施設型給付型にならない幼稚園もあるでしょうというようなところのお話のところ、従来ですと、幼稚園は文部科学省の管轄だったのですが、この施設型給付型になっても所轄官庁は文部科学省になるのでしょうか。それとも、お金の出どころだけが市町村、それから県というふうに分かれていくようになるのでしょうか。

○村山 現在の私学助成を受けている幼稚園の、新しく給付型になった場合の財政の出どころの問題と、行政管轄ですかね。

○会場1 そうです。

○村山 財政の出どころの問題や行政管轄に関して何かありますか。それに関連する質問はありません

か。

○会場2 いままで型だったら将来的にどうなるのかというのと、いまもらっている補助金の額が現状維持でいくのかどうか。そこもお聞きしたいです。

○村山 現状維持というのは、私学助成が現状維持になるのかということですか。

○会場2 はい。

○村山 はい。その辺でどうですか。ほかにありますか。よろしいですか。  
では、蝦名課長でしょうか、よろしくをお願いします。

○蝦名 はい。二人の方からいただきました。

1点目のお金の出どころがどうなって、幼稚園自体の所管がどうなるという辺りにつきましては、お金については、施設型給付は、園に直接出していただくところは市町村ということになります。その市町村が出すお金の半分を国が負担をし、4分の1ずつを県と市町村が負担してということになります。国の予算を所管するところは内閣府ということになります。

そんなことで、お金の仕組み全体の所管は、国でいえば内閣府で、国、県、市町村がお金を出し合って、最終的に出るのは市町村から各園にということになります。

一方、施設の所管については、幼稚園については引き続き、これは学校ですので、制度としては文部科学省の方で所管をします。認可については、いま都道府県から認可をいただいていると思えますけれども、この点についても変更はありません。

認定こども園については、幼保連携型認定こども園も含めて、幼児教育・保育を総合的に実施する施設であるということからして、これまで文部科学省と厚生労働省の共同で管轄をしてきましたけれども、ここに内閣府も加わって、3府省で共同で所管をするということになります。保育所は厚生労働省が施設としては所管をするということでございます。

2点目として、お金が将来的にどうなるのか、私学助成については、どうなるのかということです。

施設型給付と私学助成の違いについては、先ほど少しだけお話の中で触れましたが、施設型給付は義務的なお金ということです。ですので、足りなければ、予備費を使ってでも確保するというような性格のものです。

一方、私学助成の方は奨励的なお金、裁量的なお金で、助成の水準については、県によっても相当違いがあります。

そういった違いを前提にしつつ、施設型給付というのは将来的にどうなるのか、いまよりも増えるのかという点については、いま、まさに公定価格の議論をやっておりますが、その前提として、冒頭、長田参事官からもお話がありましたように、消費税の税率の引き上げによって、新しく0.7兆円程度以上の新しいお金を幼児教育・保育を含む子育て支援の世界に入れていこうとしていますけれども、そのことはすなわち、施設型給付の公定価格の中に消費税で引き上がったお金が入ってくるということです。

どんなふうに入ってくるのか。例えば、いまよりも職員の配置基準を改善するようなかたちで新しい消費税財源を使うのか、一人当たりの先生の給料の額を増やすために新しい消費税財源を使うのかといったことが、いままさに議論されていますが、施設型給付という新しいお金、義務的なお金であり、消

費税財源が入ってくるということが決まっています。

一方、私学助成は、義務的かどうかということからすれば、義務的なお金ではありません。毎年の予算編成の中で、これまで何とか苦勞して、いまの水準になってきていますけれども、予算全体が厳しい中で今後どうなっていくか不安がないわけではありません。ただし、これは省全体として頑張っていくわけです。

都道府県も私学助成のお金は毎年、予算編成の過程で獲得をしていますけれども、これも毎年、何か新しい財源があって増やしていけるという世界があるわけではないことは押さえていただく必要があると思います。

これは国も、施設型給付を受けない幼稚園の私学助成も充実をさせろと国会から要請をされていますので、国レベルでも頑張っていこうと思っておりますし、都道府県でも相当大きなお金を私学助成のお金として用意していますので、都道府県にも、施設型給付を受けない幼稚園の私学助成については、しっかり確保していただきたいとお願いをしているということでもあります。

○村山 はい、よろしいでしょうか。

○村山 そうですね。すみません、ご所属とお名前だけ。

○会場2 私立幼稚園です。

○村山 先生もすみません、ご所属を。

○会場1 私立幼稚園です。

○村山 ありがとうございます。

私学助成を受ける幼稚園は、文科省の管轄で、認可も行政の教育委員会が行うということは、これまで通りです。幼保連携型との違いは、たぶん分かったと思います。

もう一つ、幼保連携や認定こども園にはならない幼稚園で施設型給付を受ける場合は、これまで通りの市町村からもらえるのか、説明をお願いします。

○蝦名 すみません。説明が漏れていたかもしれませんが、施設型給付を受ける場合であっても、私学助成を受ける場合であっても、幼稚園という学校自体の所管は、国でいえば文部科学省ということになります。

県のレベルでも、私学助成が出る場所は私学助成を通じての関わりもありますが、施設型給付を受けることを選んだ場合でも、いずれにしても認可は都道府県が行っていますし、県には私学振興の役割がありますので、それらを通じて県との関わりは引き続きございます。

ただ、施設型給付を受ける場合には、それに加えて、お金を通じた、あるいは市町村事業計画を通じた、市町村との関わりというものが新しく生まれてくるということでもあります。

○村山 よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

○会場3 国立大学教員です。

特殊な質問になるのですが、国立大学の幼稚園というのは、認定こども園になることができるのかどうかをお聞きしたいです。

○村山 それに関連して何かありますか。国立大学の問題が出たわけですけども、よろしいですか。では、お願いします。

○蝦名 施設として認定こども園になることはできます。できるのですが、公立なり、私立の場合との違いが少しありまして、施設型給付を受けることはできない仕組みになっています。

施設型給付は、市町村の事業計画の中で供給を引き受けるところが受けるものとして位置付けられています。国立の幼稚園にしても、あるいは幼稚園から認定こども園になるとしても、地域の教育・保育需要を満たすための施設なのかという、たぶん、そういう面があるのは否定できないものの、国立の附属という性格は、それだけに収まらないだろうと思います。

先導的な研究を行ったり、養成を行う場合の実習などの中核施設としての活動が期待される中で、市町村の事業計画に位置付けられて、施設型給付を受け、希望した子は誰でも入れることなどの制約を受け、市町村との関わりをほかの施設と同じように持たせるということについては、これまでも議論があったところで、やっぱり公立、私立とは少し違いうだろうということで、施設型給付を受ける施設にはなっていません。

ただ、国立大学附属の役割とすれば、やっぱり教員養成ということにあるわけですが、今後必要となる人材については、これから幼稚園教諭の免許だけでなく、保育士としての資格の併有であるとか、その両方の免許資格をどうしていくかという議論もあるわけです。

そうした議論を行っていく際に、国立大学附属は、先導的、あるいは中核的な役割をやっていただき、実習の場として機能していただくということになるとすれば、認定こども園になるという道はあるだろうと思います。また、いくつかの大学から認定こども園になりたいのだけど、という話は聞きつつあるところがございます。

その場合に、運営費については、いずれにしても運営費交付金の中で運営コストを、保護者からも保護者負担をいただきながらということにはなるんだろうと思うんですが、運営費をどうするかということと、受け入れる子どもさんの保育認定がどうなるとかいったようなこととは、切り離されている世界なのではないかと考えています。

○村山 関連で、私立大学の附属の幼稚園等はどのようにになりますか。よろしくをお願いします。

○蝦名 私立大学の附属の幼稚園、いくつかからも認定こども園になりたいという話、あるいは施設型給付を受けたいという話も伺っています。

ここは、いまの国立について申し上げたことと異なり、さまざまな要素が、おそらく私立の大学附属の場合はあるんだろうと思います。

引き続き幼稚園として運営していくということもあると思いますし、その場合、引き続き私学助成ということもあるでしょう。そういった方向を選ばれる園も結構あるとも聞いていますが、地域の子どもさんを中心に受け入れていらして、それで附属としての役割をも果たせるという園については、施設

型給付を受ける道を選ばれるということも自然なことなのではないかと思えます。

その上で、例えば、幼稚園教諭と保育士の両方の免許資格を出すべく養成を行っていらっしゃるような園にとっては、やっぱり保育の実習の場もあった方がいいということだから幼保連携型にしてみようかというケースもあると思えます。私立大学附属園の場合は施設型給付を受けながら活動を行うことが、通常の私立の園と同じように可能であると考えているので、国立の場合とちょっと違う制度になっております。

○村山 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。では、お願いします。

○会場4 社会福祉法人で保育所を行っておりまして、平成27年4月に幼保連携型こども園を設立する準備をいま進めております。開設までの相談や、開設後のご指導をいただけるところはどこかないかということ。内容的には、幼稚園のお子さんの部分の保育料をどう決めていったらいいとか、そういうところが現在のところの悩みでございますが、相談窓口が分からないというところでございます。どうかお教えいただきたいと存じます。

○村山 はい。では窓口等について、どなたでしょうか。

○長田 ご質問ありがとうございます。認定こども園制度につきましては、先ほど蝦名課長からも少しあったかと思えますけれども、従来、文部科学省と厚生労働省の共管というかたちで実施をしておりましたものを、この給付の一本化ということとも関連を致しまして、そこに内閣府が加わるかたちで3府省の共管とする法律の位置付けとなっております。それで全体的な、新制度を含めた窓口を内閣府が担当させていただいております。

また、自治体の方に、少なくとも給付が一本化するという意味において、必ず窓口を一本化していただかないといけないのですが、その窓口を首長部局に置くのか、教育委員会に置くのか、そこは各自治体で判断をしてくださいということで、国としては特定はしておりませんが、基本的に窓口を一本化してくださいとお願いしております。

とりわけ、平成27年4月からスタートをするときにおいては、住民の方の混乱のないように、窓口の周知もしてくださいというお願いをしております。それが、まず一つ目のところでございます。

それで、実際に細かい設立準備等の関係の話ということになりますと、やはり、まず認可としては都道府県ということになりますし、その前提として計画に位置付けていただくということは市町村との関係になってまいりますので、一義的には、やはり市町村なり、都道府県の窓口にご相談をいただくということになるのかなと思っております。

ただ、なかなか現時点では、制度設計の内容が必ずしも明確ではない部分もあるため、市町村、都道府県の窓口ではお答えできないということもあろうかと思っておりますので、そうした場合には、まずは一義的には私ども内閣府にご相談をいただければと思います。

ただ、内容面では、実質的に、両省のところ、いろいろ詰めている部分もございますので、私どもの方から何らかのかたちで、文部科学省、厚生労働省におつなぎをするということはあるかもしれませんが、内容に応じて、文部科学省や厚生労働省などと窓口が異なることは非常に好ましいことではないので、まず一義的には私ども内閣府が窓口を務めさせていただきたいと思っております。

○村山 よろしいですか。所属とお名前をお願いします。

○会場4 社会福祉法人理事長と申します。ぜひよろしくお願い致します。ありがとうございました。

○村山 どうもありがとうございました。それでは次の方、お願いします。

○会場5 はい。株式会社保育所と申します。小規模保育についてお伺いしたいんですけど、最終的には自治体が決めることになるのかもしれませんが、事業者の新規参入について何かお考えですとか、基準等があれば、教えていただければと思います。

○村山 では、よろしくをお願いします。

○南 特に、株式会社ができないということではありません。参入制限があるというわけではございません。そういうことで、よろしゅうございますでしょうか。

○会場5 そうですね。私がいるところは江東区なのですが、そこでは例えば、認証保育所で1年間の運営実績がないと新規参入はできないとか、そういった制限があるみたいなんですけれども、今回の小規模保育のことに關しては、いまのところは、そういった制限はないということでしょうか。

○南 はい。それから、さっき長田参事官からもご説明があったと思いますけど、基本的に供給が需要を上回っていない限りは認可しなければいけないということになっておりますので、欠格条件に該当しない場合で、需要が供給を上回っている場合は、認可しなければいけないという原則になっております。

○会場5 供給が足りない場合は、そこをどう確保していくかは自治体の方でやっていくということで。

○南 はい。

○会場5 ありがとうございます。

○長田 若干補足をさせていただきたいと思いますが。

まず、認可についてですが、保育所、幼稚園、認定こども園は都道府県が認可します。それに対して、今回、地域型保育事業として創設される小規模保育事業や家庭的保育事業等などにつきましては、市町村が認可をするということで、そこに一つ違いがあるということを押さえていただきたいというのが一つ。

それから、先ほど質問された方がおっしゃったように、例えば地域の保育の需要がまだ満たされていないとした場合に、では、その満たされていない状況に対して、そこを各自自治体として、どう埋めていくのか。小規模保育を活用するのか、認可保育所を基本とするのか。その辺りは、地域の中での判断ということでございますので、その辺り、やはり各自自治体の方とは、よくご相談していただくことが必要になるのかなとは思っています。

○村山 よろしいでしょうか。

○会場5 ありがとうございます。

○村山 それでは、はい。お願いします。

○会場6 大学教員と申します。

都道府県の役割について聞きたいのですが、今回、市町村が主体ということで、いま市町村の方とも、いろいろ検討されていることで、ご相談をいただいたりするのですが、市町村ごとの理解の幅が非常に大きく、また不安も非常に大きい状況なのですね。

そういった中で、国、都道府県が重層的にそれを支援していくというかたちになるのですが、具体的に、どのような支援を想定し、また、国として、そういった支援を促すようなこと、どのようなことで促す考えでいらっしゃるかということをお教えいただければと思います。

○長田 ご質問ありがとうございます。

ちょっと冒頭のところで説明を端折らせていただきましたが、まず資料の15ページをご覧くださいと思います。

制度の実施主体はあくまで市町村でございますけれども、都道府県におきましても子ども・子育て支援事業支援計画というものをつくっていただくということになっております。「計画」の前には「支援」という言葉が入っているのが、みそでございますけれども、この都道府県の計画の中で、主に期待をされている役割というのが大きくは3点あるのかなと思っております。

一つは、広域調整を行うということでございます。基本的には、どんな整備計画をつくるのかは、これは各市町村がつくるもので、都道府県の計画というのは、基本的には、その積み上げということになります。ただ、それを広域的な観点から見たときに、必ずしも適当ではないということがあり得るかもしれない。

例えば、A市では保育の需要が満たされて、むしろちょっと供給が余っているような状況である。他方、お隣のB市では足りない。だから、B市だけで見れば、保育所を整備する必要があります。でも、そのA市の定員に空きがある保育所が、実はB市とすぐ近くで、十分利用できるようなケースといった場合に、B市で新しい保育所を整備をするというのは、むしろ無駄にもなるわけですし、そこはA市とB市がうまく連携をして、その定員を融通し合えば、きちんと需要に対応できるということになります。

一義的には、それをA市、B市の間で議論をして調整をしていただくのが基本ではあるのですが、なかなか当事市同士では解決しない場合に、都道府県が広域的な観点から調整を行っていただくということが一つ役割として期待をされております。

二つ目でございますが、ちょっと字が小さくて恐縮ですが、この「都道府県支援事業計画のイメージ」という箱の中の下のの方に六つぐらいの内容が書いてあります。その二つ目のところに「保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の確保、質の向上のために講ずる措置」というのがございます。

これは特に保育士の人材確保が難しくなっているということが非常に課題として指摘をされているわけですが、こういった人材確保の対策というのを、なかなか、一市町村でやるというのはかなり困難な点がございます。

こういった点、例えば、保育士の人材確保センターをつくっていただくとかいったようなかたちで、

その人材の確保、あるいは育成に関わる部分については、かなり都道府県に主体的役割を担っていただきたいということを想定しております。

3点目で、そのすぐ下に書いています「専門的な知識、技能を要する社会的養護等に関わる支援、市町村との連携」ということです。

当然ながら、都道府県は児童相談所という専門機関を有しておりますので、この辺りのところは、やはり都道府県が主体となりながら、ただ、現状では、かなり市町村レベルで要保護児童地域対策協議会などにおいて、支援を必要とするケースに対応しておりますので、その辺りのところを、しっかり都道府県にバックアップをしていただくということを想定しております。

いまは制度的なことを申し上げましたが、では実際のところ、どういうふうに都道府県がしっかりやっていたかという部分でございますが、そこは率直に申しまして、私どもにとっても悩みというか、共通の課題でございます。市町村の取り組み状況について、いろいろと都道府県を通じて把握をさせていただいていますが、明らかに温度差がございます。相当、綿密に市町村の状況を把握をさせていただいているところ、いただいているところがございます。

私どもは節目節目で、都道府県、政令都市、中核市の皆さんに集まっていただいて説明会を開催して、直近では1月24日に実施をしておりますが、特に重要な会議の際には市町村への周知について、ただメールなどで流すだけではなくて、できる限り説明会を開催してほしいというような呼び掛けをすると同時に、それだけではなくて、では実際どうだったかということの状況などもフォローをさせていただいております。

昨年の夏か秋ぐらいに、地方版の子ども・子育て会議の設置状況をお調べさせていただいた時も相当設置状況に開きがございました。

熱心な都道府県では、個別の市町村にアプローチをして、地方版子ども・子育て会議の設置を促進させていただいているところもございました。かなり設置割合が低かった都道府県につきましては、国から個別に電話などもさせていただいて、管内の未設置市町村に対し、しっかりと個別的にも対応してくれということを致しました。

その結果、12月の調査では98%の市町村で、地方版子ども・子育て会議を設置していただくということになりました。私どもも私どもなりにしっかりと対応していきたいと思っておりますし、特に地域・地域の都道府県と接点を持たれている先生方、関係者の皆さま方からも、と都道府県への働き掛けをしていただければ大変幸いです。

○村山 よろしいですか。もう一方。

○会場7 大学教員と申します。私だけが知らないことだったりするかもしれないのですが、養成をするという側からの質問です。

二つの、幼稚園免許と保育士資格の両方が必要だというお話がありましたが、この認定こども園で学生が実習をした場合、どういう扱いになるのか。

いまも認定こども園というものはあるわけですけども、それとの違いがあるものなのか、いまだどうなっているのかということもよく分からない状態での質問ですが、違いがあるとすれば、それも教えていただきたいと思っております。

○村山 実習。いまは幼稚園と保育園で、認定こども園であっても幼稚園と保育園を分けてあるから、

実習へ行ったときに、こっちが幼稚園ですよ、とかこっちが保育所ですよと分けられます。3週間なら3週間、保育所なら保育所にいけばクリアされますが、今度、新しく認定こども園になった場合、両方が入っているのだけど定員枠はないわけですから、そうしたら実習したときにどうカウントするのか。全部カウントしないで両方に共通にカウントされるのかとか、そういうことを含めてです。

たぶん、そういうことですよ。

○会場6 はい。

○蝦名 結論から言いますと、制度の施行までに考えさせて、整理させていただければと。

現状、教員養成の場合の取り扱いなどについては、後追いで検討が行われているという感じになっています。新しい幼保連携型認定こども園で、どういう教育・保育の基準でもって教育・保育をやっていたかとの議論が、ようやく出口が見えてきたというところなので、そこで行われる内容に即して、では、実習の扱いをどうしていくかということについては、これは、大事な問題ですので、できるだけ早めに整理をしてお示しをできるようにと思っています。ありがとうございました。

○村山 はい。

○会場7 ということは、平成27年度から、そういう園があっても、そこでの実習は現状できないということですね。

○蝦名 できないということを申し上げているのではなくて、それまでに整理をしなければならないと。幼保連携型認定こども園は幼稚園と保育所の両方の要素を持っていますから、何かしらの位置づけを当然、前提とした上で、どのように位置づけるかなどについて整理をしたいと考えています。

○会場7 はい、分かりました。

○村山 ほかにございますでしょうか。はい。

○会場8 私立保育園申します。本日はありがとうございます。今年度、給与改善費として人件費をベースアップする補助金を付けていただきまして、職員は大変喜んでおりました。

今回、公定価格を設定するに当たって、人件費というのが保育所の場合は7割が人件費になるので、いま保育士離れというか、なかなか地方の保育園、民間保育園には保育士が集まらないのが、求人票を出しても、なかなか応募者がいないということが実情でして、保育士獲得に本当にあくせくしております。

すごく人件費というのは、その保育士を雇うことで大きく関係していると思うので、この公定価格を設定するに当たって、今回のこの改善費等の金額も見込んで考えてくださっているのか、あとは、平成26年度、給与改善費等もまた見込まれているのかとか、そういったことを伺いたいんですが、よろしくをお願いします。

○村山 いま、安心こども基金というかたちで補助金が出ている部分ですよ。それが今後どうなるの

かということと、たぶん関連すると思いますが、いま補助金で、いくつかありますよね。開所時間の保障とか。それが公定価格の場合は全部、保育料にカウントされるわけですから、公定価格だけでやろうとすると、たぶん膨大な保育料負担になると思うんですよ。そうすると、そういう補助金みたいなものが、この制度になったときに、どういうふうに位置付くのか。それと関連すると思うので、その辺も含めて、お願いします。

○南 ありがとうございます。

いまおっしゃられたのが、平成 24 年の補正予算で措置されました保育士等処遇改善臨時特例事業のことだと思いますが、現状で申し上げますと、全職種に比べて、保育士の給与は月額 10 万円ぐらい安いというデータもございます。そういったことも含めて、処遇改善というのは、政府としても非常に大きな問題として受け止めております。そういったことで平成 24 年の補正予算で措置させていただきました。

民間給与等改善費、すなわち民改費と呼ばれているものによって、公立の保育所と私立保育所の給与格差を埋めるという努力は、もともとあったんですが、それに上乘せして民改費の給与の上がり方が、平均勤務年数の幅が大きいものを、平均勤務年数が 1 年上がれば、それだけ一つ段階、給与が上がるような仕組みを導入させていただいたところがございます。

来年度につきましては 47 ページをご覧くださいと思います。「保育緊急確保事業」ということで 47 ページ左下のところ、⑧ですね。「保育士等処遇改善臨時特例事業」ということで、平成 26 年度予算案に、保育士確保事業として計上しておりますので、引き続き、これは来年度も実施していく予定にしております。

ただ、下の米印に書いてあります通り、いままで国の補助率が、10 分の 10 だったのが、国の補助率が 4 分の 3 になり、都道府県が 8 分の 1、市町村が 8 分の 1 ということで、ちょっと地方自治体にご負担が増えるかたちにはなりますが、平成 26 年度も引き続き、これは継続してやっていくということになっております。

新制度において、どうなるかは、まさに、いま議論がなされているところで、ちょっと、いまの段階で何とも申し上げにくいところがありますけども、国会の附帯決議でも処遇改善が大事だということが言われておりますので、その点は、さっきも言いましたけども、最重要課題として公定価格の議論で検討がなされると思っております。

○長田 ちょっといいですか。

○村山 はい。

○長田 いまのことに関連して、いまご質問自体、保育士さんの処遇改善の特例事業についてのお尋ねでしたが、それに関連して全体的な話を少し補足させていただければと思います。

先ほどお聞きをいただきました、この 47 ページに「保育緊急確保事業」というものがあるのですが、これは、そもそも何かということがございます。

この 4 月から消費税が 8 % に引き上がります。冒頭、消費税財源を活用して充実を図るということをお知らせしましたが、実は平成 26 年 4 月からも消費税が上がるわけがございますので、そこに、やはり先行的にきちんと社会保障の安定・充実を使うということが政府としての責任でございます。

「子ども・子育て支援法」の付則において、消費税 8 % 引き上げ時においても、新制度の円滑な移行

を図るための先行的な事業の実施を支援する。その財源として、消費税の引き上げ財源を活用するということが決まっております。

それが、この保育緊急確保事業と呼ばれるものでございます。その事業費は国、地方を合わせ、約2千300億円ぐらいの規模で、この事業をまずは平成26年度に実施をするということになっております。

その具体的な内容は、大きくは二つでございます。左側に書いております、主に待機児童解消対策などを中心とした対策、そして、待機児童対策以外については右側に、地域子ども・子育て支援事業という、さまざまな、市町村の実情に応じて実施をされる事業量の拡充や充実に使われるメニューとして実施をするということでございます。

「平成27年4月施行」というところは、よく注意深く見ていただくと、「本格施行」という言葉になっているんですね。この保育緊急確保事業というのが、部分的にはございますが、この新制度の先行的な事業として、実は平成26年4月からスタートを切るんだということをご認識いただければということが一つでございます。

また、7千億円で何をやっていくかということは、当然ながらこれからの議論で、まさに子ども・子育て会議で議論をスタートしていただいているというような状況でございます。

そもそも本来、例えば、保育を受けるべき状況にあるのに受けられない待機児童になっているとか、そういった方へのベーシックな給付というのは保障しないといけませんので、まずは、その量の拡充というものにはしっかりと対応していく必要がある。その上で、質の改善には、どこまで対応していけるかということが課題でございます。

先ほどお尋ねいただきました職員の方の処遇改善、これは非常に重要な課題であると思っておりますし、それ以外にも、さまざま、質の改善としての期待感というものが寄せられている中で、結局、でも財源は限られているので、その限られた財源の中で、どういったものを優先的に取り上げていくのか。

また、その項目の中でも、では、例えば保育所処遇改善と言ったときに、どれぐらいまで改善をしていくのかということによって、当然、必要となるお金の額が違ってまいりますので、その辺りを今後、年度末にかけて、しっかりと議論をしていくということになろうかと思っております。

なお、正直なかなか、やっぱり7千億円というのは、かなりの額ではあるのですが、そういった、さまざまな質の改善、要望に応じていくとなると、かなり大きな額でございます。国会の付帯決議や政府の各種会議でも1兆円超規模の財源を確保して充実すべきという努力義務が課せられております。そのプラス3千億円のめどが、いま立っているわけではございませんが、その部分を今後、努力をしていくということになっているということでございます。

○村山 はい。

時間がもうオーバーしていますので、それで締めていただいてよろしいですか。最後になりますけど、よろしいでしょうか。

○会場9 いまの質問に関連してなんですけど。

○村山 いいです。はい。

○会場9 私立保育所・認定こども園と申します。

いまの保育士処遇改善の臨時特例事業に関してなんですけれども、保育所は確かに出たのですが、現

在、幼保型の認定こども園には出なかったんですね。今後、その認定こども園への補助ですとか、いろいろな費用のことですとか、その辺のところは、保育所は委託費が残るとか、非常に不明確な部分がたくさんあって。

公定価格のことはこれから検討ということですが、現在の認定こども園になっているところの部分にとっては、そういう補助費は来っていない現実等があるのですが、その辺のところは今後、認定こども園というものの位置付けというものも、ちょっと不満、不安なところもあるので、お教えいただきたいと思います。

○村山 公定価格というかたちで給付の問題が一方では出ていて、その関連で言いますと、「子ども・子育て支援法」では給付については定義付けてはいますが、補助金については明確な規定がないので、それで委託費が保育所の場合も残ったわけだが、では委託費をどう負担するかは法律には書いていない。これからたぶん政省令で新たに書きますとかという話は聞いています。その関連で言うと、公定価格というのは保育料額を算出するベースになるわけですね。ところが補助金は直接、施設に行くわけですから、その辺の絡みも含めて、今後、財政の問題がどういうふうになるのか。

こっちは行くけどこっちは行かないとなると、やっぱりおかしいと思うのです。保育園には補助金が行っているけども、同じ保育をしながら、こっちは来ないというかたちになると、やっぱり不公平になってくるし、そういう辺りは、ちゃんと全体がレベルアップできるような補助金システムがつかれるのか、どうなのかという意味合いではないかと思うんですけど。

はい。では、すみません。

○蝦名 先ほど保育所の処遇の話がありましたが、去年の年末ぐらいに決まって、保育所の方については給与の改善でお金が出ていて、幼稚園の方は出ていまして、ここが最大の問題です。

保育所の方が積算があるわけで、保育士さん何人で、給与水準がこれだけという前提がありますから、その前提を、いわば伸ばしていくかたちで給与改善を及ぼしていくということが、いまの仕組みの下でもできます。

幼稚園については、いま何人の先生がいることになっているのかということが公費をお出しする前提に必ずしもなっていない。何人いるべきかが基準上明確になっていないので、一人当たり幾らお金が出ているのかという前提がありません。

保育所のように積算がある世界でやれていることが、幼稚園のように積算がない世界では、同じようにはできていないというのが、いまの状況です。

これまで幼稚園、保育所、それぞれ別々になっていたわけですが、ご指摘のように、幼保連携型は両方の子どもさんがいて、どっち籍みたいなことによって、その考え方が全然違ってきているということからすると、今回のような場面では、保育士さんについては給与改善ができるけども、幼稚園の方は同じようにはできない、同じようにお金が増えるわけではないということで、これは、どうしたものかというような問い合わせをいただいてもいます。

これこそが、今回、施設型給付というかたちで幼保を通じてお金のルール化をしないと、おかしなことになるよということの一番典型的なケースなんだろうと思っています。

平成 27 年度以降、幼稚園についても、子ども一人当たりの受け入れコストが幾らなのか、その中で、では何人の先生を雇っていただくのが標準的なのか、その場合の給料はお一人当たり幾らぐらいというのが標準的なのかということを引きちゃんと組み立てていきたいと思っています。

その上で、先ほどお話があったように、給与水準が低いのは幼稚園も保育所も同じなんですね。統計を見ると本当によく似ています。本当によく似て、一般の職種の平均からすると月 10 万円ぐらい低いんです。

聞くと、保育所は量的な拡充が必要なので余計にそうですけれども、幼稚園でも先生の確保というのは、やっぱり非常に大きな問題になっています。それは、給与水準の低さということも極めて大きな要因だろうと思います。これからの議論ですけれども、保育所同様に処遇改善を行っていこうと思っています。

その際には、当然ながら、新しい幼保連携型認定こども園においても、保育の必要な子どもさん、あるいは、そうでない子どもさん、それぞれについて整合性を持ったものとして単価を考えていくことにしているので、処遇改善は片方だけということではなくて、ともどもに行っていくようにしたいと考えています。

○南 新制度におきましては、39 ページをご覧くださいと思いますが、私立保育所については、今の制度が、そのまま残るということでございまして、市町村が利用者と直接契約を致します。保育料も市町村が直接徴収を致します。

従いまして私立保育所につきましては、39 ページの右下にあります通り、公費負担額と利用者負担額、両方合わせて委託費として私立保育所に対して支払われるという仕組みになるというのが、ほかのところ、認定こども園とか、幼稚園と違うということでございます。

従いまして、私立保育所については、現在と同じように、私立保育所と利用者の間には保育を提供するという関係だけがあって、契約とか、保育料の徴収ということは市町村と利用者に関係があるという仕組みが、そのまま新制度においても残るということです。それを公定価格上どう評価するかというのは今後の議論になりますが。

私立保育所につきましては、その事務的な負担が若干少ないかなというところもありますので、44 ページになりますけれども、事務処理体制というところで検討課題を挙げております。

日常的な管理等に加え、直接契約に伴う事務負担。この直接契約に伴う事務負担というのは私立保育所以外の事務負担ということでございますが、その点も、私立保育所と、それ以外の事務処理体制の違いも踏まえつつ、公定価格の中で、どう決めていくかも一つの検討の視点に入っています。

○村山 はい。まだ、いろいろとあるかと思いますが。

これから新制度が始まるまで、もう 1 年ちょっとしかないのですが、私もいろいろなところを回って感じるのは、本当に平成 27 年からスタートできるのかという不安を、自治体関係者を含めて、みなさんも思っているのが実のところだと思います。

それは財政の問題も出ましたけども、財政の問題、公定価格は、まだはつきりしない。だから、こちらでご努力いただいて早く出してもらおうということが一つ、あるのだと思います。

もう一つは、最後に出ましたけど、実際、自治体の事務が大変増えているんですね。それは地方自治としては、地域の問題は地域でやるということは大変いいことだと思うのです。ただし、自治体も、財政問題を見ると、どうなるのかという不安をいろいろ抱えています。

例えば、内閣府が、全国自治体の子育て支援施策に関する調査をやっておりますよね。平成 25 年に概要は出ているんですけど、たぶん調査の細かいのは出ていないと思うのです。

それで、地域のいろいろな独自の取り組みが出てくるので、そういうことや、実は内閣府で平成 17 年

3月に地方自治体の独自子育て支援施策の実施状況調査というのをやっておられるんですよね。その中で、自治体がいろいろな、例えば保育料の軽減では、国のベースに対し東京都は43.5%しか親が負担していませんから、平均でも69%ぐらいです。

つまり、そういうことも含めて、国のベースの問題と、自治体独自の問題とがあるので、地域でいろいろ、これから子育て支援の会議があると思いますので、みんなで論議しながら、国と都道府県と自治体が協力し合って、どういう協力の仕方が望ましいのかも含めて、この新制度を実施するに当たって討議を深めていくことが必要ではないかとあらためて感じました。

今日は雪の中、長田参事官、蝦名課長、南室長、各省庁から来ていただきまして、本当にありがとうございます。いろいろとお忙しい中、時間を割いていただいて本当にありがとうございました。

まだ非常に不十分で分からない点がたくさんありますので、また今後とも、いろいろとお聞きすることになるかと思いますが、よろしくお願い致します。

以上をもちまして、この会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

(終了)